**【あ行】**

**ＩＴリテラシー**

ＩＴ（インターネット、パソコン、スマートフォンなどのデジタル技術の総称）全般に関する知識やそれを活用する能力

巻末資料　　８　用語解説

**委託相談支援事業所**

市町村から委託を受け、障害者が地域で安心して暮らすことができるように、障害者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関

巻末資料　　８　用語解説

**医療的ケア児**

医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケア（法律上の定義はないが、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、在宅等で行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。）が日常的に必要な障害児

**インクルーシブ教育システム**

障害者権利条約第２４条（教育）において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされており、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

**LL（えるえる）ブック**

イラストや写真などが多く、文章もわかりやすい本

**ユニボイス**

印刷物などの隅に掲載する文字情報を格納したコード。専用のアプリを使用することで、コードに格納された文字情報を音声情報で得ることができる。

**【か行】**

**基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関

**強度行動障害**

自らを傷つける行為、他人を害する行為、ものを壊す行為、こだわり、睡眠の乱れ、食べ物以外のものを食べる行為、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

**高次脳機能障害**

脳外傷や脳血管障害等により、脳に損傷を受けた後遺症等として起こる、記憶障害、注意障害、社会行動障害などの認知障害等を指す。日常生活に重大な障害をもたらすが、外見上の身体障害が軽症のことも多く、誤解を受けやすい面がある。

**高次脳機能地域支援センター**

広島県が指定する、高次脳機能障害者の医療及び地域生活支援などに関する各種相談に対応する機関。広島市内では、総合リハビリテーションセンターが指定を受けており、相談支援コーディネーターを配置し各種相談に対応するとともに、出前講座や福祉担当職員を対象とした研修会にセンター職員を派遣している。

**こども療育センター**

児童の発達や情緒に関する相談に応じるとともに、医学的診断や判定などを行い、障害の早期発見・早期治療と必要な訓練等を行う療育相談所と児童福祉施設により構成される施設

**【さ行】**

巻末資料　　８　用語解説

**サービス等利用計画**

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、利用する障害福祉サービス等の種類や内容などを記載し作成する計画

**サピエ図書館**

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な者を対象に、点字図書や録音図書のデータを提供するインターネット図書館

**自主防災組織**

昭和３４（1959）年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として「災害対策基本法」が制定され、この法律によって生まれた隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災組織

**住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する人

**障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）**

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

**障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

平成１８（2006）年１２月に第６１回国連総会で採択された障害者の人権条約で、日本は平成１９（2007）年９月２８日に署名、平成２６（2014）年１月２０日に批准（同年２月２９日に効力を発生）した。この条約では、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

**障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を作るための法律で、障害者権利条約の考え方を反映している。

**障害者就業・生活支援センター**

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施している。

**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）**

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

**障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

**障害者総合支援法に基づく協議会（障害者自立支援協議会）**

障害者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス従事者等で構成する、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場。協議会では関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

**障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

巻末資料　　８　用語解説

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としている。

**ジョブ・サポート・ティーチャー**

特別支援学校に配置している、就業体験・職場実習の受入先・求人企業の開拓、関係機関との連携、生徒の面接指導、就業体験・職場実習における生徒の支援などの就職の支援を行う教員

**心身障害者福祉センター**

心身障害者に対して、健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された施設

**精神科救急情報センター**

精神障害者又は保護者等からの緊急的な相談に対して、年間を通じて２４時間体制で、精神障害者の症状の緩和が図られるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。

**精神科第三次救急医療体制**

重度の症状を呈する精神科急性期患者及び身体合併症患者を対象に「精神科救急医療センター」を設置し、年間を通じて、２４時間の診療に対応する体制

**精神科デイケア**

在宅の精神障害者等が精神症状の改善・社会生活能力の改善・精神症状の再発防止を目的に、精神科病院に通い作業療法・レクリエーション療法・集団心理療法・生活技能訓練等を受けながら一定の時間を過ごし、集団との関わりを学習するリハビリの一つ。その時間により、デイケア（６時間標準）のほか、ナイトケア（１６時以降４時間標準）、デイナイトケア（１０時間標準）に分かれている。

**成年後見制度**

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない者が、財産管理や日常生活での契約などを行う際不利益をこうむることがないよう、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

**【た行】**

**地域活動支援センター**

障害者を対象とする通所施設の一つで、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活を支援する施設

**地域生活支援拠点**

巻末資料　　８　用語解説

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた、拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制

**地域包括ケアシステム**

高齢者や障害者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム

**ディーセント・ワーク**

働きがいのある人間らしい仕事のことであり、平成１１（1999）年に国際労働機関（ＩＬＯ）総会において２１世紀のＩＬＯの目標として提案され支持された概念

**特別支援学級**

特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために小・中学校において編制されている少人数の学級。知的障害、病弱・虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級を設置している。

**特別支援学校**

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

**特別支援教育アシスタント**

小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対し、学校生活の補助及び安全確保等の支援を行う者

**特別支援教育コーディネーター**

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員

**【な行】**

**難病**

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

**二次障害**

既存の障害（一次障害）の増悪等により、色々な疾患を発症し、新たに生活上の不自由をきたすこと。手足のしびれ、顎の痛み、よく転ぶ、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れる、精神疲労など症状は幅広く様々である。

**【は行】**

**発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）

**発達支援コーディネーター**

保育園における発達障害児の支援リーダーの役割を担う保育士。発達障害児についての理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、個別支援計画の策定方法、保護者等へのカウンセリングの手法等に関する講座を受講している。

**発達障害者支援センター**

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うことなどの業務を行うもので、広島市では、本市こども療育センター内に設置

**避難行動要支援者**

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

**バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）**

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

**ひきこもり**

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には６か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を示す現象概念

**広島市災害ボランティア活動連絡調整会議**

災害時において円滑にボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とした会議。広島市、広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会やＮＰＯ等の関係団体で構成されている。

**広島市障害者差別解消推進条例（広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例）**

障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層推進するため、相談しやすい体制や紛争解決のための体制整備等を盛り込んだ条例

**広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター**

市域でのさまざまなボランティア活動や社会福祉に関する情報提供等、ボランティアコーディネーターによる相談受付等を行う機関。広島市ボランティア情報センターは、広島市社会福祉協議会内に、区ボランティアセンターは各区社会福祉協議会内に設置されている。

**ヘルプマーク**



（ヘルプマーク）

巻末資料　　８　用語解説

義足や人工関節使用者、内部障害者や難病患者、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで、平成２９（2017）年７月、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号（JIS Z8210）の規格が見直された際、その中に追加された。

**法定雇用率**

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）に基づき、事業主等に達成義務の課された障害者雇用率（常用労働者の数に対する障害者数の割合）

巻末資料　　８　用語解説

**【や行】**

**ユニバーサルデザイン**

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方